

目次

第1章 地域福祉活動計画の策定にあたって	3
1 計画策定の背景	4
2 地域福祉活動計画とは	5
3 計画の位置づけ	5
4 地域福祉活動の基本方針	7
5 計画の期間	8
第2章 地域福祉活動計画の基本的考え方	9
1 基本理念	10
2 計画の基本目標	11
3 計画の体系	13
第3章 地域福祉活動計画の具体的な取組み	14
□ 基本目標1 地域を支える人づくりの推進	15
◎基本施策1 人材育成の推進	15
◎基本施策2 地域共生の意識づくりの推進	17

□ 基本目標2 町民が支えあう地域づくりの推進	18
◎基本施策1 地域見守り活動の推進	18
◎基本施策2 地域活動の支援	20
◎基本施策3 ボランティア活動の推進	20
□ 基本目標3 福祉サービスを利用しやすい環境づくりの推進	21
◎基本施策1 福祉サービスに関する情報提供の充実	21
◎基本施策2 包括的な相談体制の充実	22
◎基本施策3 福祉サービスの充実	23
□ 基本目標4 誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進	25
◎基本施策1 権利擁護事業の充実(成年後見制度利用促進計画)	26
◎基本施策2 就労支援・生活困窮者対策の充実	26
◎基本施策3 地域の防災・防犯活動の推進	27
◎基本施策4 ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進	28
資料編	29
岐南町地域福祉活動策定委員会設置要項	30
岐南町地域福祉活動策定委員会委員名簿	31
策定までの流れ	32

第1章 地域福祉活動計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

社会福祉協議会とは社会福祉法第 109 条の中で、『地域福祉の推進を図ることを目的とする団体』として位置づけられ、市町村社会福祉協議会は昭和58年同法改正により、市町村法制化が規定されています。

社会福祉法第 109 条抜粋

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、(中略)市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

町の最上位計画である岐南町第 6 次総合計画(2020 年度～2029 年度)において、町の将来像として掲げる『みんなでつくる魅力あるまち・ぎなん』を目指し、町では各種施策が展開されています。

岐南町社会福祉協議会(以下「町社協」という。)では総合計画や福祉関係計画である第 3 期岐南町地域福祉計画(2019 年度～2023 年度)との整合性を図り、その基本理念である『みんなでつくる思いやりと支え合いのまち』の実現に向け、町や地域住民、ボランティア、福祉活動団体、関係機関と連携・協働しながら住み慣れた地域で生きがいをもって心豊かに生活できるよう支援をしてきました。

しかしながら、社会経済情勢の変化による少子高齢化の進行や人口減少、核家族化による家族機能の低下や地域の生活環境の変化等に伴い、地域課題も多様化しており、その課題解決に向けた取り組みの必要性がより一層重要となってきています。

また、近隣住民とのつながりの希薄化が進む中、地域福祉を取り巻く環境も新型コロナウイルス感染症の影響により、地域福祉活動やボランティア活動等も大きな影響を受け、これまで継続性を維持していた地域活動の停滞化が生じています。

こうした現況の福祉活動の課題に対して、今後どのように地域福祉活動を進めていくべきかを明らかにするため、本計画では、第 3 期岐南町地域福祉計画の計画年度終了を受け、町では、新たに第 4 期岐南町地域福祉計画が策定されます。

町社協では、新たな計画に基づき、町を含め地域住民やボランティア、福祉活動団体、関係機関と協議・連携を図りながら、今後想定される地域福祉課題に即した地域福祉活動を推進し、地域共生社会の実現に向けての活動指針となる『岐南町地域福祉活動計画』を独自で策定することとしました。

2 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画とは、社会福祉法第4条の福祉サービスの基本的理念の中で、『町社協が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を営む者が相互協力して策定する地域福祉の連携を目的とした民間の活動・行動計画』と定義されています。

社会福祉法第4条抜粋

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

3 計画の位置づけ

町社協は、地域住民やボランティア、福祉活動団体、関係機関など幅広く地域福祉に関わる人々を組織の構成員として、第3期岐南町地域福祉計画の基本目標の推進に向けた福祉事業を実施している民間組織です。

その町社協が中心となって実施する活動計画は、社会福祉法第107条により、地域福祉を推進するため、市町村が「地域福祉計画」を策定することが規定されていることから、町では第3期岐南町地域福祉計画の計画期間終了を受け、新たに第4期岐南町地域福祉計画を策定

しています。

こうした中で新たに策定される第4期岐南町地域福祉計画に基づき、町と一体的に地域福祉施策を推進することができるよう、町と町社協が互いに連携して施策を実施する必要があります。

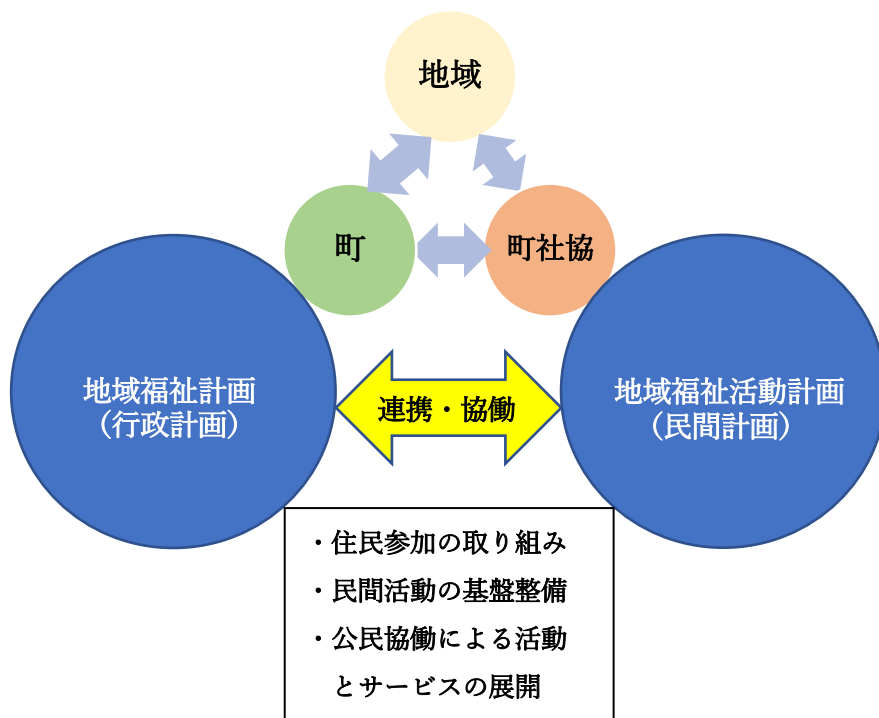
社会福祉法第107条抜粋

第七十条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

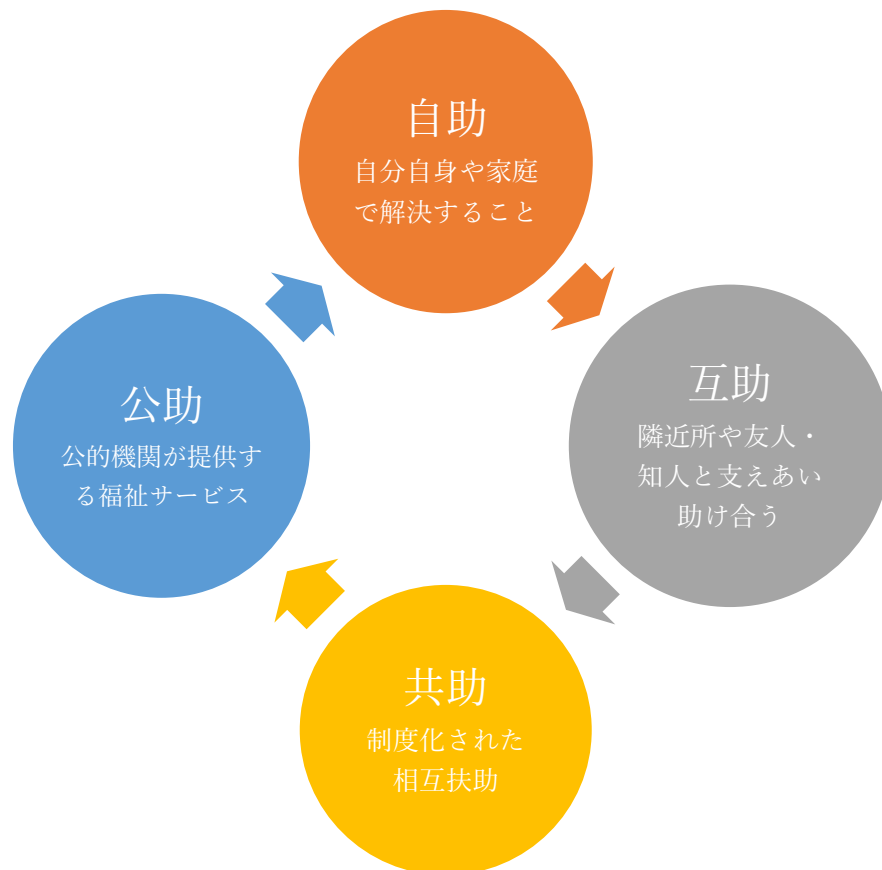
3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。



4 地域福祉活動の基本方針

地域福祉活動を推進するためには、行政や町社協、社会福祉施設を含む関係団体等による福祉サービスを提供だけではなく、子どもから高齢者、障害者や生活困窮者など年齢や属性に関係なく、支援が必要な人たちの困りごとや不安を地域においても支えあい、助け合いながら誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう住民が支えあえるよう、住民・地域の様々な主体が協働して福祉課題解決に取り組むことが重要であるという考え方です。

自分でできることは自分で取り組み社会参加への力を高める「自助」、地域住民同士が支えあう「互助」、社会保障制度等の「共助」、行政による「公助」が連携しながら福祉課題解決に取り組む必要があります。



5 計画の期間

本計画は、第4期岐南町地域福祉計画と同様、2028年度（令和10年度）を最終年度とする5年間の計画とします。

しかし、関係法令や社会情勢の変化等の影響により、地域の福祉課題やニーズが明らかになった場合は、状況に対応する取り組みができるよう、必要に応じて見直しを行います。

計画期間

年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
計画	第3期岐南町地域福祉計画		第4期岐南町地域福祉計画				
		次期計画策定					
			第1期岐南町地域福祉活動計画				
		新規計画策定					

第2章 地域福祉活動計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画の基本理念は、岐南町第6次総合計画（2020 年度～2029 年度）に掲げる基本計画における基本政策1『思いやりとふれあいで人を育むまちづくり』を目標に掲げ、町や地域住民、ボランティア、福祉活動団体、関係機関と連携・協働しながらまちづくりを目指しています。

第3期岐南町地域福祉計画では、『みんなでつくる思いやりと支えあいのまち』を基本理念に掲げて各種施策を推進してきたことを踏まえ、その整合性と継続性を図るため、第4期岐南町地域福祉計画も『みんなでつくる 思いやりと支えあいのまち』を基本理念としていることから岐南町地域福祉活動計画においてもこれを継承し、次のとおりとします。

基本理念

みんなでつくる 思いやりと支えあいのまち

2 計画の基本目標(岐南町地域福祉計画から転記)

本計画では、町の第4期岐南町地域福祉計画に掲げる4つの基本目標を踏襲して施策を推進します。

基本目標1 地域を支える人づくりの推進

今後の人口減少や高齢化、認知症等支援の必要な人の増加に対して、地域福祉に関心を持ち、地域福祉活動に参加する人の育成は喫緊の課題と言えます。そのため、子どもから高齢者まで幅広い世代に対して、地域福祉に対する理解を深めるための福祉講座の開催や広報活動などにより、思いやりと支えあいの意識啓発を行い、地域福祉の担い手となる人材育成やボランティアの活性化に取り組みます。また、意識啓発は、幼い頃からの福祉教育や学校でのボランティア活動が重要であるため、学校と福祉の連携の強化を図っていきます。

基本目標2 町民が支えあう地域づくりの推進

住民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住民同士が支えあい、高齢者、障害のある人への見守り、子どもに対する虐待の早期発見などを推進していきます。

ボランティア活動については、本町と社会福祉協議会との連携により、ボランティアセンター及びボランティアコーディネーターを設置し、地域ボランティアの育成や活動支援を行っており、ボランティア活動への活性化に向けた取り組みをさらに推進します。

こうした地域活動の充実を図り、地域で誰もが安心して暮らせる、住民が支え合う地域づくりを進めていきます。

基本目標3 福祉サービスを利用しやすい環境づくりの推進

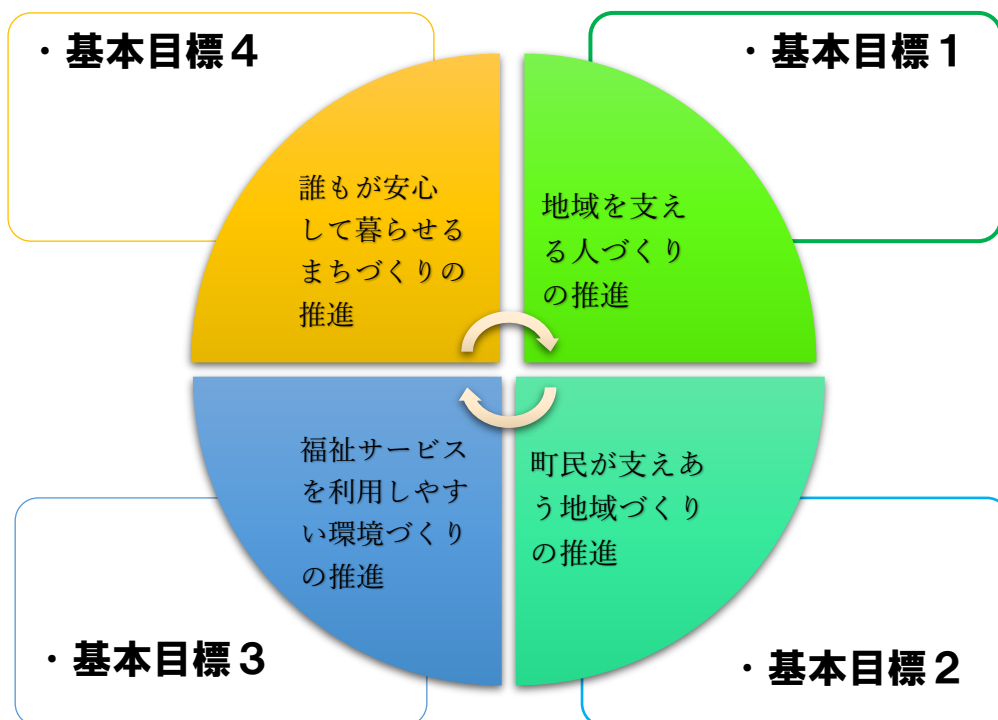
福祉サービスを利用しやすくするためには、対象者のニーズに合った情報提供を充実させることが必要です。今後の町の保健・福祉情報の提供方法は、広報紙などの紙の情報を中心としながらSNS等を活用して、サービスの必要な人に対して情報の取得促進を図ります。

8050 問題等に代表される複雑化・複合化した福祉ニーズが増えてきており、福祉部局や関係部局と連携して包括的な相談支援に努めます。

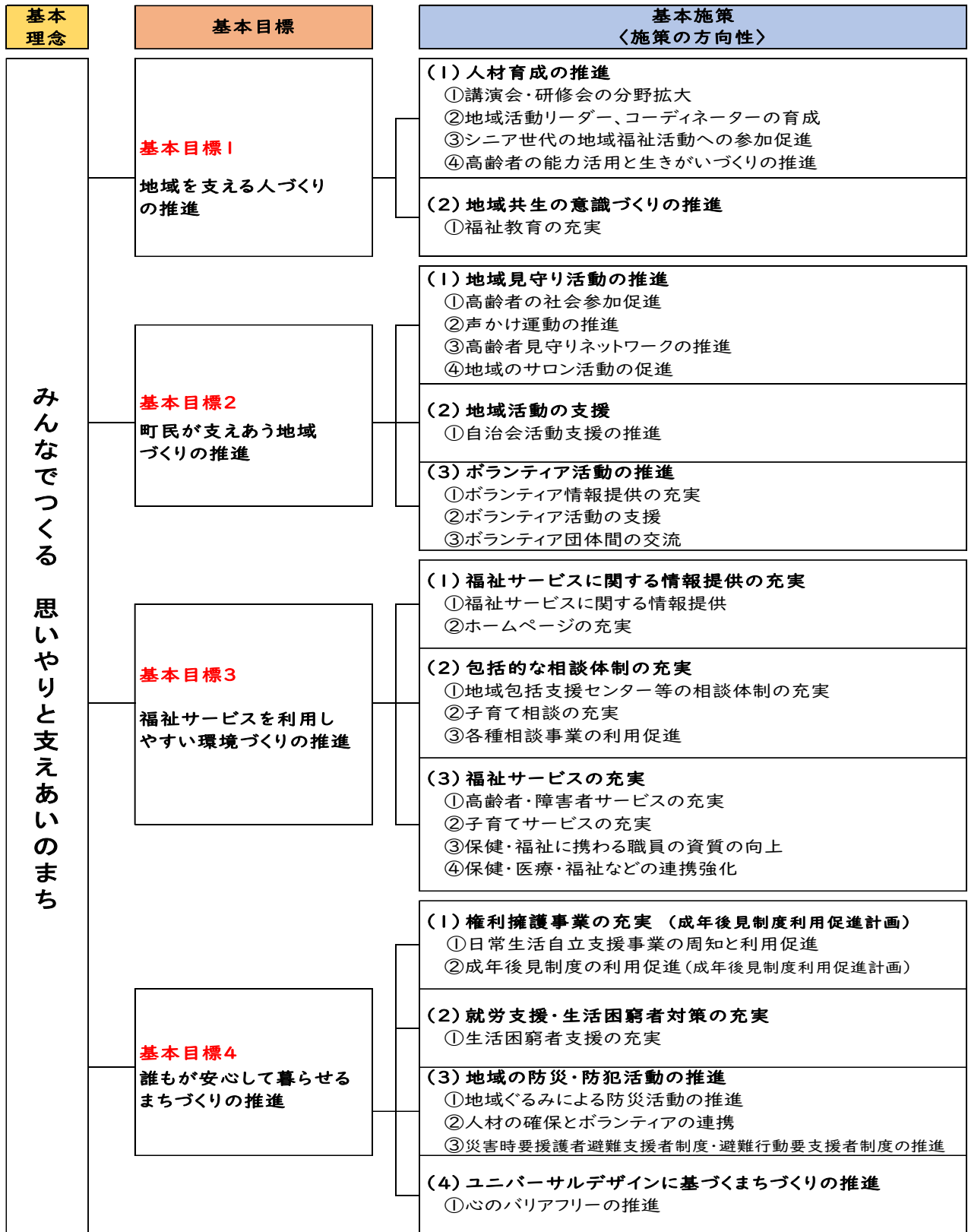
さらには、必要となるときに誰もが利用しやすい福祉サービスの充実、保健・医療・福祉の連携強化、サービスの質の向上等を推進します。

基本目標4 誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進

誰もが安心して暮らせるまちはすべての町民の願いです。本町では、認知症高齢者や知的障害者に対する成年後見制度の利用促進、生活困窮者の支援及び子どもの貧困対策、再犯防止対策、災害時の避難行動要援護者への支援、ユニバーサルデザインのまちづくり等住民の支えあいでも安心して暮らせるまちをめざします。



3 計画の体系



第3章 地域福祉活動計画の具体的な取組み

□ 基本目標Ⅰ 地域を支える人づくりの推進

現状と課題

町の現状は、アンケート調査結果からボランティア活動の参加状況が30歳以下の年代と70歳以上の高齢者が、現在参加している又は以前活動したことがある人の割合が高いものの全体では2割以下となっています。

この結果から地域住民のボランティア活動に対する意識をより一層向上させる取り組みや活動参加の機会を増やす取り組みが必要となっていることが課題として挙げられます。

また、今後も進行が想定される人口減少や高齢化により地域福祉の担い手不足が最も大きな課題であると考えられます。

町社協では、これまでも地域福祉に携わる人材の育成につなげようと各種ボランティア講座等の開催を通じ担い手となる人材育成に努めてきました。今後も子どもから高齢者まで多世代に対して、ボランティアに参加する機会やきっかけを増やす取り組みを推進していきます。

活動の方向性

新たな人材を確保するためには、実施する活動内容の情報を積極的に発信し、各種講座を開設することでボランティア等の地域活動への参加意識の醸成を図り、参加者が継続的に活動できるようフォローアップに努めます。

具体的取組

◎基本施策Ⅰ 人材育成の推進

(1) 講習会・研修会の分野拡大

取組事業	取組内容	成果指標	現状値 目標値
生活支援コーディネーターの配置	地域住民を対象に地域課題やそれを解決するための実践方法について知識や技術を高めるための講座を実施する。	生活支援サービスに関する 研修会・講座の開催数	7回 7回
地域づくりワークショップ (生活支援体制整備協議会)	地域住民が参画し、地域課題を共有して課題解決に向けた取り組みについて協議する場をつくる。	講座やワークショップの 参加者数	1,007人 1,200人

介護講座・家族介護者支援事業	地域住民を対象に介護に関する知識や技術を高めるための講座を実施する。	介護講座の回数と受講者数	6回 104人 6回 120人
認知症地域づくり等運営事業	認知症に関する各種講座において認知症に関する正しい知識を習得し、認知症に理解あるまちづくりを推進するとともに認知症の人やその家族、地域住民など誰でも参加できる認知症カフェやチームオレンジ活動を実践する。	各種講座や地域活動の参加者数	1,641人 1,800人
多世代交流カフェ運営事業 【講習会・他世代交流】	多くの住民の方が気軽に参加できる講座を開催する。	なんカフェ講座開催回数	12回 12回

(2) 地域活動リーダー、コーディネーターの育成

取組事業	取組内容	成果指標	現状値 目標値
地域づくりワークショップ (生活支援体制整備協議会)	地域住民が参画し、地域課題を共有して課題解決に向けた取り組みについて協議する場をつくる。	地域活動リーダー育成講座の開催数	0回 1回

(3) シニア世代の地域福祉活動への参加促進

取組事業	取組内容	成果指標	現状値 目標値
社会福祉大会 (ボランティア表彰含む)	地域住民が参加し、福祉やボランティアなどについて考える機会となるような式典や講演等を実施する。	参加者数	200人 250人

(4) 高齢者の能力活用と生きがいづくりの推進

取組事業	取組内容	成果指標	現状値 目標値
高齢者関係団体との情報交換	老人クラブやシルバー人材センターなどの関係団体との情報交換により、地域課題の焦点化を図り、課題解決に向けた検討を行う。	—	—

◎基本施策2 地域共生の意識づくりの推進

(1) 福祉教育の充実

取組事業	取組内容	成果指標	現状値 目標値
認知症地域づくり等運営事業	認知症に関する各種講座において認知症に関する正しい知識を習得し、認知症に理解あるまちづくりを推進するとともに認知症の人やその家族、地域住民など誰でも参加できる認知症カフェやチームオレンジ活動を実践する。	認知症サポーター養成講座の開催件数	8回 8回
福祉教育支援事業	体験を取り入れた学びを中心とした福祉教育を推進する。	福祉活動の回数	6回 6回
認知症サポーター養成講座(小学生)	児童を対象にした認知症サポーター養成講座の実施と地域活動への参画を促進する。	認知症サポーター養成講座実施回数(小学校)	3回 3回

□ 基本目標2 町民が支えあう地域づくりの推進

現状と課題

町の現状は、アンケート調査結果から地域住民が自主的に支えあい助け合う関係が必要かという質問には、必要だと思う又はどちらかという必要と思うと回答した人の割合が約8割を占める結果となっています。特に20歳代で必要だと思うとの割合は約5割と最も高くなっており、地域住民の支えあいの必要性が求められています。

コロナ禍の影響による地域コミュニティの機能低下による地域とのつながりの希薄化や高齢者夫婦世帯及び65歳以上の単身世帯の増加により、「自分には人とのつきあいが無い、自分は取り残されている」と感じる経験があると回答した単身世帯者の割合は約35%と特に高い割合を示しており、住民が支え合う地域づくりを推進し、孤独・孤立を感じさせない地域づくりを進めていくことが課題として挙げられます。

地域福祉を推進するためには、「支え手」「受け手」という別なく自分でできることに参加することが求められます。

こうした住民の思いを踏まえ、地域で誰もが安心して暮らせる、住民が支え合う地域づくりを一層進めていく必要があります。

町社協では、これまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるように、高齢者、障害者、子ども等に対し、町・民生委員児童委員・関係機関の協力の下、高齢者等の戸別訪問による見守り活動や各地域で開催されているサロン活動の支援を継続的に展開してきました。

今後も地域住民が支えあう地域づくりの充実に寄与する活動に積極的に取り組んでいきます。

活動の方向性

住民同士が交流できる場や機会の充実に図り、顔の見える住民同士の関係づくりや様々な悩み事や困りごとに早期に相談支援につながるよう関係機関が連携し互いに支えあう地域づくりを推進していきます。

具体的取組

◎基本施策1 地域見守り活動の推進

(1) 高齢者の社会参加促進

取組事業	取組内容	成果指標	現状値 目標値
------	------	------	------------

生きがい福祉促進事業	高齢者が生きがいある生活を送れるよう各種大会を開催し参加を促進する。	生きがい福祉促進事業 参加者数	350人 350人
------------	------------------------------------	--------------------	--------------

(2) 声かけ運動の促進

取組事業	取組内容	成果指標	現状値 目標値
地域見守り支援(推進)事業	見守り訪問を実施し、対象者の状況を把握して社会参加を促したり、地域の支援につなげる。	地域見守り訪問回数	780回 860回
歳末見守り訪問事業	地域の方が積極的に見守り訪問ができるように事業周知と活動費の支援を行う。	歳末見守り実施団体数	18団体 20団体

(3) 高齢者見守りネットワークの推進

取組事業	取組内容	成果指標	現状値 目標値
地域見守り支援(推進)事業	見守り訪問を実施後、気掛かりとなる対象者の状況を行政側に情報提供することにより地域全体での支援につなげる。	—	—

(4) 地域のサロン活動の促進

取組事業	取組内容	成果指標	現状値 目標値
地域でのサロン支援事業	地域住民が参加し、相互交流や個別支援ができるような場の提供とともに地域サロン団体への個別支援を強化する。	岐南町高齢者はつらつ事業 補助金申請団体数	36団体 36団体
		地域サロンなどの開催回数	432回 504回
共同募金会事業	自治会を始め町民に対して募金の趣旨を周知し、協力いただけるような募金方法や活動を推進する。	募金実績額	4,297千円 4,312千円

◎基本施策2 地域活動の支援

(1) 自治会活動支援の推進

取組事業	取組内容	成果指標	現状値 目標値
地域の課題解決事業 (社協会費の還元事業)	自治会とサロン等団体の双方に対して、制度の趣旨や事例紹介の機会を設け、積極的な活用を促すよう周知を強化する。	助成件数	2 団体 34 団体

◎基本施策3 ボランティア活動の推進

(1) ボランティア情報提供の充実

取組事業	取組内容	成果指標	現状値 目標値
ボランティアマッチング (情報提供)	マッチング先の拡充と情報収集に努め、活動者の支援を推進する。	ボランティアのマッチング件数	24 件 75 回 30 件 90 回

(2) ボランティア活動の支援

取組事業	取組内容	成果指標	現状値 目標値
ボランティア登録・活動保険加入奨励	ボランティア登録や保険について周知を行い活動者が安心して活動できるよう支援を強化する。	ボランティア登録者数	260 人 290 人

(3) ボランティア団体間の交流

取組事業	取組内容	成果指標	現状値 目標値
ボランティア連絡協議会	サロン等団体間での情報提供や活動における課題解決に向けた協議の場を提供することにより、活動の活性化を推進する。	ボランティア連絡協議会 活動数	0 回 10 回
社会福祉大会 (ボランティア表彰含む)	地域住民が参加し、福祉やボランティアなどについて考える機会となるような式典や講演等の実施し、福祉の向上の意識を醸成する。	参加者数	200 人 250 人

□ 基本目標3 福祉サービスを利用しやすい環境づくりの推進

現状と課題

町の現状は、アンケート調査結果から地域包括支援センターの認知度の割合は約3割で、町社協についてどう思うかについては、約7割強の人がわからないと回答しています。

これは、福祉サービス提供の相談・支援を行う中枢をなす連携機関の存在と事業内容が住民に十分認知されていないことを表しています。

また、保健・福祉施策分野での今後重要な取り組みについての質問では、保健や福祉に関する情報提供を充実させるが4割強と最も高く、情報提供の重要性が強く求められています。情報提供に関しては、ワークショップでも情報提供が不十分であるという指摘があり、福祉サービスの提供に関する情報を住民が迅速に簡単に手に入れられるよう多面的な情報発信が課題であると考えられます。

町社協では、これまでも福祉サービスを利用しやすいように、相談支援を充実するとともに、毎月発行される町広報誌や年4回発行する「社協ぎなん」やホームページで子どもや障害者、高齢者に対して各種福祉サービスの情報を提供してきましたが、住民の福祉サービスの情報提供ニーズの満足度が低いことから、片方向からの発信ではなく、双方向で情報の提供ができるようSNSの活用も視野に取り組みを強化していきます。

活動の方向性

医療・保健・福祉・介護の包括的なニーズへの相談支援体制を構築し、適切に支援ができる情報提供の充実を図ることにより、支援を必要とする住民に適切なサービスが提供できるように努めます。

具体的取組

◎基本施策1 福祉サービスに関する情報提供の充実

(1) 福祉サービスに関する情報提供

取組事業	取組内容	成果指標	現状値 目標値
実施事業の事前啓発	各種実施事業の開催に際し、各種事業参加者を通じて関係機関も含め住民にいち早く情報が届くよう事前の啓発を充実する。	—	—

広報誌「社協ぎなん」 発行	サービスや制度の情報提供及び研修会や勉強会の情報発信の充実化を図る。	広報誌発行回数	4回 4回
------------------	------------------------------------	---------	----------

(2) ホームページの充実

取組事業	取組内容	成果指標	現状値 目標値
ホームページを活用した 情報提供	サービスや制度の情報提供及び研修会や勉強会の情報発信の充実化を図る。	—	—

◎基本施策2 包括的な相談体制の充実

(1) 地域包括支援センター等の相談体制の充実

取組事業	取組内容	成果指標	現状値 目標値
認知症地域支援推進員の 配置	相談しやすい環境に配慮するとともに、相談に対して多職種や地域と連携しながら支援を行う。	相談件数	11件 20件

(2) 子育て相談の充実

取組事業	取組内容	成果指標	現状値 目標値
地域子育て支援拠点事業 (相談業務)	親子で利用しやすい場所を提供し、相談しやすい雰囲気づくりに努める。	参加延べ人数	6,402組 6,800組

(3) 各種相談事業の利用促進

取組事業	取組内容	成果指標	現状値 目標値
心配ごと相談事業	関係機関と連携を図り、地域住民が気軽に相談できる場所と体制を充実させる。	心配ごと相談所の相談日 開催日数と相談人数	51日 94人 52日 96人
地域見守り支援(推進) 事業	相談援助技術を向上させるために知識や技術を向上させる。	相談件数	40件 40件
日常生活自立支援事業	地域住民や関係者などが相談できる場と体制について、関係機関と共につくる。	日常生活自立支援事業の 利用者数	14人 30人

◎基本施策3 福祉サービスの充実

(1) 高齢者・障害者サービスの充実

取組事業	取組内容	成果指標	現状値 目標値
福祉機器、福祉車両貸出事業	貸出しを必要とする方が相談、利用しやすい体制を推進する。	外出支援サービス事業 利用者数 福祉貸出機器の貸出台数	5人 10人 車いす 25台 25台 介護ベット 5台 5台
宅配図書貸出サービス事業	利用しやすい貸出方法の検討を行い利用促進を図る。	図書資料宅配貸出サービス事業利用者数	0人 事業の実施方法について見直す必要がある。

(2) 子育てサービスの充実

取組事業	取組内容	成果指標	現状値 目標値
地域子育て支援拠点事業 (運営業務)	親子で利用しやすい場所を提供する。	参加延べ人数	6,402組 6,800組
子どもの居場所づくり事業	多くの子ども達が利用しやすい場所を提供する。	参加延べ人数	1,207人 1,449人
児童療育ルーム運営事業	学習機会及び居場所を提供する。	参加対象者数	4人 廃止

(3) 保健・福祉に携わる職員の資質の向上

取組事業	取組内容	成果指標	現状値 目標値
専門職研修会への参加	現在実施している事業について、必要に応じて各種研修に参加し、業務スキルの習得と職員の資質向上を図る。	—	—

(4) 保健・医療・福祉などの連携強化

取組事業	取組内容	成果指標	現状値 目標値
認知症多職種連携会議	認知症多職種連携会議を開催し、多様な主体の連携により認知症地域づくりを推進する。	在宅医療・介護連携推進協議会及び各部会の開催数	8回 8回

□ 基本目標4 誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進

現状と課題

町の現状は、アンケート調査結果から地域の暮らしやすさについて、とても暮らしやすい又はどちらかという暮らしやすいと思う人が全体の約9割に達しており、これは、全世代で概ね高くなっています。

しかしながら、「通勤、通学が不便」「子育て環境が不十分」「交通弱者、買物弱者対策が不十分」といった意見も約1割あり、こうした意見は、都市基盤整備において整備状況が不十分であるのか、現状実施している施策の展開が不十分であるのかは明確ではなく、両面での一体的な取組みが課題であると考えられます。

町社協では、町が「子育てに優しいまちづくり」を目指し、早くから積極的に取り組んできた子育て支援拠点事業を町から受託し、乳幼児とその保護者の相互交流を行う場を提供し、育児講座や子育てに関する相談支援を実施してきました。

子育て支援事業の実施に関しては、これまでも子育て支援拠点事業や子どもの居場所づくり事業等乳幼児から小学生を対象に積極的な事業展開を推進してきました。

子育てにおける地域環境としての公園や地域の広場等インフラ整備に関しては行政が直接担うべき取り組みであることから、町社協では、環境の有効活用について、地域課題と捉え、どのような取り組みによって解決することができるかについて協議検討していきます。

また、買物弱者対策としては、企業の地域貢献を活用し、一部地域では移動販売も実施しています。

今後についても、各種実施事業の推進により、事業利用者の満足度の充実のつながる施策の展開に努めていきます。

活動の方向性

情報提供や人材の確保、関係機関等との連携により、福祉サービスの質の向上を図り、判断能力に不安を抱える住民の意思決定を支援するための成年後見制度の周知と利用促進に取り組みます。

自力での避難が困難な住民を把握し、災害時には関係機関等が連携し支援できる体制を構築するとともに災害時の情報伝達や支援体制の充実に努めます。

ユニバーサルデザインは、国籍や年齢・性別・障害の有無などの個人の違いにかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを実現するためのプロセス（過程）です。そのため、相互理解を深めるための福祉教育の実践や意思疎通を図る手話・点字等講習の開催など関係機関等と連携を図りながら実施に向けた検討を進めていきます。

具体的取組

◎基本施策Ⅰ 権利擁護事業の充実(成年後見制度利用促進計画)

(1) 日常生活自立支援事業の周知と利用促進

取組事業	取組内容	成果指標	現状値 目標値
日常生活自立支援事業	行政や関係機関との連携を図り、相談体制、支援体制を整える。広報誌や案内等により、地域住民や関係機関に対して制度の周知を行う。	評価・モニタリング件数	2人 必要時に半年に1回実施

(2) 成年後見制度の利用促進(成年後見制度利用促進計画)

取組事業	取組内容	成果指標	現状値 目標値
日常生活自立支援事業 (成年後見制度への利用促進)	行政や関係機関との連携を図り、相談体制、支援体制を整える。広報誌や案内等により、地域住民や関係機関に対して制度の周知を行う。	評価・モニタリング件数	2人 必要時に半年に1回実施

◎基本施策Ⅱ 就労支援・生活困窮者対策の充実

(1) 生活困窮者支援の充実

取組事業	取組内容	成果指標	現状値 目標値
生活福祉資金貸付事業 (県社協受託事業)	困窮状態の方などが相談できる場と体制について、関係機関と共につくる。	生活福祉資金貸付事業 (相談件数・貸付件数)	67件 2件 67件 2件
生活一時金貸付事業 ・フードバンク事業	困窮状態の方などが相談できる場と体制について、関係機関と共につくる。	生活一時金貸付事業 (相談件数・貸付件数)	28件 2件 28件 2件
総合的な相談事業	困窮状態の方などが相談できる場と体制について、関係機関と共につくる。	自立相談支援窓口の 受付件数	18件 25件

子どもの学習支援事業	学習機会の場を提供するとともに、子ども達の居場所の確保に努める。	子どもの学習支援事業 利用者数	12人 12人
生活困窮者自立支援事業 (県社協事業)	困窮状態の方などが相談できる場と体制について、関係機関と共につくる。	生活困窮者自立支援事業 支援件数	28件 28件
子ども宅食事業	宅食配達活動の継続と関係機関との情報連携を図る。	配達食数	100食 50食
子ども食堂事業	学習支援での実施ではなく、宅食との情報連携により支援の必要性が高い住民への支援を検討する。	提供食数	30食 30食

◎基本施策3 地域の防災・防犯活動の推進

(1) 地域ぐるみによる防災活動の推進

取組事業	取組内容	成果指標	現状値 目標値
災害ボランティアセンター体制整備事業	災害時に、住民や関係機関がそれぞれできることを考え、認識するための講座や訓練等を実施する。	講座や訓練等の開催回数	1回 2回

(2) 人材の確保とボランティアの連携

取組事業	取組内容	成果指標	現状値 目標値
災害ボランティアセンターの運営	BCP(業務継続計画)に基づき、発災後早急に災害ボランティアセンターが設置できるよう訓練等を実施する。	講座や訓練等の開催回数	1回 2回

(3) 災害時要援護者避難支援者制度・避難行動要支援者制度の推進

取組事業	取組内容	成果指標	現状値 目標値
日常生活自立支援事業	災害時において、利用者の状況把握や支援について連携し対応できる体制をつくる。	日常生活自立支援事業の利用者数	14人 30人

(4) 地域の見守り活動の推進

取組事業	取組内容	成果指標	現状値 目標値
地域見守り支援（推進）事業	災害時において、利用者の状況把握や支援について連携し対応できる体制をつくる。	災害対策基本法に基づく個人情報外部提供同意者数	132人 200人

◎基本施策4 ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進

(1) 心のバリアフリーの推進

取組事業	取組内容	成果指標	現状値 目標値
福祉教育支援事業	体験を取り入れた学びを中心とした福祉教育を推進する。	福祉活動の回数	6回 6回
認知症サポーター養成講座（小学生）	児童を対象にした認知症サポーター養成講座の実施と地域活動への参画を促進する。	認知症サポーター養成講座実施回数（小学校）	3回 3回

資料編

岐南町地域福祉活動策定委員会設置要項

1. 岐南町社会福祉協議会では、岐南町地域福祉活動計画策定に伴い、地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置し、岐南町地域福祉計画の策定と連携を密にし、これを進めることとする。

2. 策定委員会の委員は、次の者とする。

- (1) 岐南町社会福祉協議会理事（3名）
- (2) 岐南町社会福祉協議会評議員（2名）
- (3) 識見を有する者（1名）

3. 策定委員会の事務局は、岐南町社会福祉協議会事務局において行う。

4. 策定委員会の会議は、必要に応じて開催する。

5. この要項に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

岐南町地域福祉活動策定委員会委員名簿

役 職	氏 名	適 用	備 考
民生委員児童委員協議会会長	杉江 功	社会福祉協議会理事	副委員長
自治会連合会会長	杉江 春次	社会福祉協議会理事	
副町長	傍島 敬隆	社会福祉協議会理事	
老人クラブ連合会会長	片桐 秀明	社会福祉協議会評議員	
福祉部長	中村 宏泰	社会福祉協議会評議員	
岐阜協立大学准教授	後藤 康文	識見を有する者	委員長

策定までの流れ

年 月 日	会 議 ・ 内 容
令和5年 3月 27日	令和4年度第6回町社協理事会 ・岐南町地域福祉活動計画策定委員会設置要項(案)
令和5年 10月 12日	岐南町地域福祉活動計画第1回計画策定委員会 ・委員の委嘱について ・正・副委員長の選出について ・計画策定スケジュール(案)について
令和5年 12月 26日	岐南町地域福祉活動計画第2回計画策定委員会 ・岐南町地域福祉活動計画(案)について
令和6年 3月 4日	岐南町地域福祉活動計画第3回計画策定委員会 ・岐南町地域福祉活動計画(修正案)について